

引越準備「これだけでOKマニュアル」



【1章：引越し準備チェックリスト 目次】

| | |
|-------------|---|
| 《総合チェックリスト》 | 2 |
|-------------|---|

【2章：引越し準備チェックリスト 目次】

《出国時における手続きのポイント》

| | |
|--------------------------|----|
| 1. パスポートやビザに関する手続きのポイント | 6 |
| 2. ペットを一緒に連れていく際のポイント | 8 |
| 3. 引越し荷物の選別についてのポイント | 9 |
| 4. 引越事業者選びのポイント | 11 |
| 5. 貨物便で送る荷物の荷造りポイント | 12 |
| 6. 海外での健康維持のための事前対策のポイント | 13 |
| 7. 引越し荷物にける保険についてのポイント | 14 |
| 8. 車の処分についてのポイント | 15 |
| 9. 学校関連の手続きのポイント | 16 |
| 10. 生活関連の手続きのポイント | 18 |
| 11. 役所関係の手続きのポイント | 19 |
| 12. 留守宅の処置についてのポイント | 21 |
| 13. 不用品処分のポイント | 22 |

《現地での生活のポイント》

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 現地での在留届提出のポイント | 23 |
| 2. 現地での日本語教育のポイント | 24 |
| 3. 現地での在外選挙のポイント | 25 |
| 4. 現地でのパソコン利用のポイント | 27 |
| 5. 現地でのクレジットカード取得/利用のポイント | 28 |
| 6. 現地での日本商品購入のポイント | 29 |
| 7. 現地での日本のテレビ・ラジオ・新聞利用のポイント | 30 |

《帰国時における手続きのポイント》

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 役所関係の手続きのポイント | 31 |
| 2. 学校関連の手続きのポイント | 32 |
| 3. 引越し荷物選別のポイント | 33 |
| 4. 貨物便で送る荷物の荷造りのポイント | 34 |
| 5. ペットを一緒に連れて帰る際のポイント | 35 |
| 6. 引越事業者選びのポイント | 36 |
| 7. 自動車を持ち帰る際のポイント | 37 |

海外引越しマニュアル 1章 引越し準備チェックリスト

総合チェックリスト

出国時におけるチェックリスト



引越しが決まり手始めにやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|-----|------------------|-------|-----|
| 1-1 | 出発までのおおまかな段取りを把握 | | |
| 1-2 | 赴任国の情報収集 | | |



海外引越しの段取りが掴めてからからやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|------|---------------------|-------|-----|
| 2-1 | 引越し荷物の選別 | | |
| 2-2 | 引越事業者の選別/手配 | | |
| 2-3 | 子供が現在通っている学校への転校手続き | | |
| 2-4 | 子供の教育方針の検討 | | |
| 2-5 | 子供が現地で通う学校の選別と転入準備 | | |
| 2-6 | 留守宅の処置についての検討 | | |
| 2-7 | 車の処置についての検討 | | |
| 2-8 | 日本に残す高齢者についての検討 | | |
| 2-9 | 日本で購入しておくモノのリストアップ | | |
| 2-10 | 写真撮影 | | |
| 2-11 | 海外での住居の検討 | | |
| 2-12 | 現地語、英語の学習 | | |
| 2-13 | 賃貸、不動産への連絡 | | |

3 出発が近づきはじめた頃にやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|------|----------------|-------|-----|
| 3-1 | 貨物便の荷造り／送付 | | |
| 3-2 | 必要品の購入 | | |
| 3-3 | 国外転出届の提出 | | |
| 3-4 | 国民健康保険の手続き | | |
| 3-5 | 国民年金の手続き | | |
| 3-6 | ビザ／パスポートの手続き | | |
| 3-7 | 航空券の手配 | | |
| 3-8 | 課税についての手続き | | |
| 3-9 | 健康診断／予防接種 | | |
| 3-10 | 国際免許証の取得 | | |
| 3-11 | 不用品の処分 | | |
| 3-12 | 転居通知の手配 | | |
| 3-13 | 日本に残すモノの保管手続き | | |
| 3-14 | 留守中の連絡先決定 | | |
| 3-15 | ペットについての手続き | | |
| 3-16 | 挨拶状の手配 | | |
| 3-17 | クレジットカードの手続き | | |
| 3-18 | 銀行サービスの申込み | | |
| 3-19 | 現地への渡航当日の段取り決定 | | |

4 出発直前になってやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|-----|-------------|-------|-----|
| 4-1 | 手持ち品の荷造り | | |
| 4-2 | 電気／水道／ガスの解約 | | |
| 4-3 | 新聞／電話の解約 | | |
| 4-4 | 現地へのお土産の購入 | | |
| 4-5 | ホテルの予約 | | |
| 4-6 | 住居の掃除 | | |
| 4-7 | 近所への挨拶 | | |
| 4-8 | 敷金の精算 | | |

5 現地に到着してからやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|-----|-----------------|-------|-----|
| 5-1 | 引越し荷物の整理 | | |
| 5-2 | 必要品の購入 | | |
| 5-3 | 在留届の提出 | | |
| 5-4 | ご近所への挨拶 | | |
| 5-5 | 子供の現地の学校への転入手続き | | |
| 5-6 | 車の登録手続き | | |
| 5-7 | ペットの登録手続き | | |

帰国時におけるチェックリスト

1 引越しが決まり手始めにやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|-----|------------------|-------|-----|
| 1-1 | 出発までのおおまかな段取りを把握 | | |
| 1-2 | 日本についての情報収集 | | |

2 帰国の段取りが掴めてからからやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|------|---------------------|-------|-----|
| 2-1 | 引越し荷物の選別 | | |
| 2-2 | 引越事業者の選別／手配 | | |
| 2-3 | 子供が現在通っている学校への転校手続き | | |
| 2-4 | 子供の教育方針の検討 | | |
| 2-5 | 子供が現地で通う学校の選別と転入準備 | | |
| 2-6 | 車の処置についての検討 | | |
| 2-7 | 日本での住居の手配 | | |
| 2-8 | 写真撮影 | | |
| 2-9 | 現地で購入しておくモノのリストアップ | | |
| 2-10 | 現地での賃貸、不動産の連絡 | | |

3 帰国が近づきはじめた頃にやること

| 項番 | 項目 | チェック欄 | メモ欄 |
|------|--------------|-------|-----|
| 3-1 | 貨物便の荷造り／送付 | | |
| 3-2 | 必要品の購入 | | |
| 3-3 | ビザ／パスポートの手続き | | |
| 3-4 | 外人登録の抹消手続き | | |
| 3-5 | 出国許可の申請 | | |
| 3-6 | 住居の解約手続き | | |
| 3-7 | 不用品の処分 | | |
| 3-8 | ペットについての手続き | | |
| 3-9 | 挨拶状の手配 | | |
| 3-10 | クレジットカードの手続き | | |
| 3-11 | ホテルの予約 | | |

4 帰国直前になってやること

| 項 番 | 項 目 | チェック欄 | メモ欄 |
|-----|-------------|-------|-----|
| 4-1 | 手持ち品の荷造り | | |
| 4-2 | 電気／水道／ガスの解約 | | |
| 4-3 | 新聞／電話の解約 | | |
| 4-4 | 現地へのお土産の購入 | | |
| 4-5 | ホテルの予約 | | |
| 4-6 | 住居の掃除 | | |
| 4-7 | 近所への挨拶 | | |
| 4-8 | 敷金の精算 | | |

5 日本に到着してからやること

| 項 番 | 項 目 | チェック欄 | メモ欄 |
|------|--------------|-------|-----|
| 5-1 | 引越し荷物の整理 | | |
| 5-2 | 必要品の購入 | | |
| 5-3 | 住民登録 | | |
| 5-4 | 印鑑登録 | | |
| 5-5 | 国民年金の手続き | | |
| 5-6 | 国民健康保険の手続き | | |
| 5-7 | 近所への挨拶 | | |
| 5-8 | 子供の学校への転入手続き | | |
| 5-9 | ペットの登録手続き | | |
| 5-10 | 電気／水道／ガスの開始 | | |
| 5-11 | 車の登録手続き | | |
| 5-12 | 運転免許証の書き換え | | |
| 5-13 | 郵便局への通知 | | |

海外引越しマニュアル 2章 上手な引越しの手引き

出国時における手続きのポイント

1 パスポートやビザの関する手続きのポイント

日本を出国するためにはパスポートやビザが必要になります。パスポートやビザは、申請してから取得するまで一定の期間が必要となるので、引越し前に確実に取得できるよう早めに申請しておくとい良いでしょう。

【パスポートの申請手続き】

パスポートについては申請の手続きと受取の手続きの2つがあります。申請の手続きについては以下のとおりです。

届出人：本人または代理人

届出先：各都道府県の申請窓口

必要なもの：一般旅券発行申請書 1通（パスポート申請窓口にて入手）

戸籍抄（謄）本 1通（申請日前6ヶ月以内に作成されたもの）

写真 1枚（縦4.5cm×横3.5cmの縁なしで、無背景（薄い色））

申請者本人に間違いのないことを確認できる書類 1～2点 1点が良い書類…運転免許証、船員手帳、写真付き住基カードなど

2点必要な書類…AとBの各1点、又はAから2点が必要です。

- (A) 健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）等
- (B) 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等のうち、写真が貼ってあるもの パスポートには有効期限によって10年旅券と5年旅券の2種類があり、申請時に選択します（未成年者は5年のみ）。また未成年者が申請する場合には、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父母又はそのいずれ）又は後見人の署名が必要になりますので注意しましょう。親権者又は後見人が遠隔地に在住し申請書に署名ができない場合には親権者本人又は後見人の署名のある同意書を提出して下さい。

【パスポートの受取手続き】

申請の時に渡された受理票（受領証）に書かれた交付予定日以降、なるべく早い時期に、「受理票」「手数料（有効期限5年で1万1千円、有効期限10年で1万6千円）」を持ち、代理人ではなく必ず本人が申請した窓口に行き、パスポートを受け取ります。

パスポートについてさらに詳しく知りたい場合は、外務省の提供しているサイト「パスポートの申請から受領まで」をご覧ください。

外務省（外部サイト） http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_2.html

【ビザ（査証）の手続き】

ビザ（査証）は引越し先の国の在日大使館（領事館）が本国の規定に基づいて発行するものであり、通常は会社または旅行代理店が手配してくれます。自分で取得する場合には、事前にガイドブックなどで申請に必要なものや大使館の対応時間、申請してから交付されるまでの日数などを確認してから行動すると良いでしょう。

届出人：本人または代理人

届出先：原則として渡航先国の在日大使館のビザ取得窓口。米国やインドなどのように申請者の住所地を直轄する公館以外ではビザ業務を行わない国もある。

必要なもの：国や訪問目的によって異なりますので、大使館などへ問い合わせると便利です。一般には下記の書類が必要です。

パスポート、査証申請書および写真（1～3枚）、予防接種証明書、その他（申請者の英文経歴書、会社推薦状、無犯罪証明書、健康診断書、戸籍抄本など）

2 ペットを一緒に連れていく際のポイント

日本で可愛がっていたペットも、できれば一緒に渡航先へ連れて行きたいものです。日本から渡航先にペットを連れていく場合には、“飛行機内に持ち込む方法”と“受託荷物として預ける方法”、“通常の貨物として運送する方法”の3つがあります。このなかで“飛行機内に持ち込む方法”については、他の乗客に対し迷惑となる可能性があるためなるべく避けましょう。

いずれの方法で連れていくにせよ、検疫が必要になります。なお、国によって特殊な入国条件があるケースや、なかには半年以上の期間が必要なケースもありますので、事前に渡航先の情報を集めて確認しておきましょう。

【犬を連れていく場合】

日本を出国するためには動物検疫所において狂犬病とレプトスピラ症についての検査及び輸出検疫証明書の交付を受けなければなりません。検査は近くの動物検疫所で受けられますが、近くに動物検疫所がない場合や家畜防疫管が常駐していない空港や港から輸出する場合には、事前に農林水産省動物検疫所に連絡する必要があります。だいたい出国の1週間前には動物検疫所に連絡しておくのが良いでしょう。検査の内容自体は12時間以内の係留検査により行うこととされていますが、臨床的な健康チェックですので異常がなければ時間はかかりません。また、相手国への入国の条件は事前に大使館又は相手国の検疫当局に確認してください。

【猫を連れていく場合】

猫の場合も、動物検疫所で狂犬病についての検査及び輸出検疫証明書の交付を受けなければなりません。検査は近くの動物検疫所で受けられますが、近くに動物検疫所がない場合や家畜防疫管が常駐していない空港や港から輸出する場合には、犬と同様に事前に農林水産省動物検疫所へ連絡する必要があります。また、相手国への入国の条件は事前に大使館又は相手国の検疫当局に確認してください。

なお、詳しくは農林水産省動物検疫所の提供しているサイトをご覧ください。

農林水産省 動物検疫所（外部サイト） <http://www.maff.go.jp/aqs/animal/>

また、各国在日大使館については外務省の提供しているリンク集を活用すると便利です。

外務省 駐日外国公館リスト（外部サイト） <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/>

3 引越し荷物の選別についてのポイント

海外への引越しは輸送距離が長いため、すべての荷物を持っていくと大変です。そのため、今持っている荷物を“現地に持っていくもの”と“日本に残すもの”、そして“処分するもの”に区別する必要があります。

現在使用している衣類などの日用品は“現地にもっていくもの”としてほとんどそのまま送り、それ以外の荷物については必要度合いに応じて優先度を付け、どうするか決めていきます。現地に滞在する期間や、現地の事情や考え方、現地で購入する代替品の質を考えながら決めましょう。特に気をつけておくと良いポイントは次のとおりです。

【電気製品】

行き先の国によって電圧やプラグの形態が異なるため、日本の電気製品を現地で使う場合には対応している変圧器を使用しなければなりません。

【食料品】

米や味噌、日本茶など日本食を中心に持っていくことをお勧めします。日本を離れるとついつい日本食が欲しくなるものですが、現地で購入すると非常に高いためある程度は日本から持っていくと便利です。

【医薬品】

常備薬はある程度持参しましょう。風邪薬や便秘薬、消毒薬や解熱剤など普段日本で使い慣れた薬があればいざという時安心できます。

また、病気を抱えている人は投薬中の薬を持っていきましょう。服用している薬の名前とその用量、治療年月日、病気の経過をまとめた書類は、渡航先での緊急用に必要です。医療保険書類も携帯しておくといいでしょう。

■現地に持っていくもの

現地に持っていく方法としては主に別送航空手荷物、航空便、船便があります。一般的に言って、到着の早いほうから「別送航空手荷物」「航空便」「船便」の順となり、運賃は逆に安いほうから「船便」「航空便」「別送航空手荷物」の順になります。

また、携帯手荷物として持っていく方法もあります。

【航空便】

通称“アナカン”と呼ばれている方法で、送ってから1～2週間程度と比較的早く荷物が届きます。また、本人が出国する前に発送した場合、航空運賃は半額になります。

【船便】

家具など大きくて重いものを送る場合には船便が便利です。発送から到着まで1～2カ月間かかるため、長期間の輸送に耐え得るような梱包をする必要があります。

■日本に残すもの

日本に残しておくものについては、通常次のような方法があります。荷物の内容や必要な手入れ、また費用などを考えて決めましょう。

- ✦ 実家や親戚に預ける
- ✦ 自宅に残す
- ✦ トランクルームに預ける

■処分するもの

処分の仕方としては、“周りの人に引き取ってもらう”、“売却する”、“ゴミとして捨てる”の3パターンがあります。

時間にゆとりのある人は、価値のありそうなものをインターネットオークションやリサイクルショップ、フリーマーケットで“売却する”ことで少しでもお金にするのが良いでしょう。また、お金にはなりませんが高電やバイクなどを無料で引き取ってくれる廃品回収業者もうまく利用しましょう。詳しくは、「不用品処分のポイント」を参照してください。

4 引越事業者選びのポイント

海外引越しにおいて引越事業者を選ぶ際は、はじめから1社に決めつけてしまうのではなく、複数の引越事業者に見積依頼をしたうえで比較しながら決めるほうが、お得にしかも納得して引越しができます。特に海外引越しでは通関手続きや現地対応など国内引越しにはない重要なサービスがありますので、次のようなポイントを押さえて引越事業者を選びましょう。

【引越料金】

海外引越しは、当然のことながら国内引越しに比べて輸送料金が高くなります。そのため、料金については複数業者から見積を提示してもらおうと良いでしょう。

【輸出入通関手続きサービス】

海外へ荷物を運ぶ際には必ず税関での手続きが必要となりますが、書類の準備など煩雑な作業が要求されます。引越事業者によっては輸出入通関手続きについてすべての面倒な作業を引き受けてくれます。

【現地での日本人対応】

海外引越しでは日本側の対応はもちろん、現地での打ち合わせやお荷物お届け作業時の対応が非常に重要になります。引越事業者によっては地元の運送業者を起用して、打ち合わせやお届け作業時の細かい対応が出来ずにトラブルになってしまうケースもありえます。できれば現地でも日本人スタッフに対応してもらえると良いでしょう。

【サポート体制】

海外引越しでは、荷物が届かないなど思わぬトラブルに巻き込まれる場合があります。そんな時のために十分なサポート体制が完備されている引越事業者を選択すると良いでしょう。

5 貨物便で送る荷物の荷造りのポイント

船便や航空便といった貨物便で荷物を送る際に、荷物の破損などのトラブルを防ぎかつできるだけコンパクトに引越するためには、しっかりと荷造りしておくことが重要です。特に海外引越しの場合、荷物は必ず税関を通るため梱包する箱単位にてパッキング・リスト（梱包明細書）を作成しておく必要があります。

【荷造りの手順】

[1] 梱包資材の入手

梱包資材は引越業者に頼むのが便利です。船便の場合にはダンボール箱をまとめて木枠を組み梱包するため、同じサイズのダンボール箱を揃えると良いでしょう。

[2] 荷物の仕分け

荷物を梱包しやすいように、食器類や衣類というように同じ種類に仕分けておきます。

[3] ダンボールに詰める

用意したダンボールに荷物を詰めていきます。新聞紙やタオルなどを使い、荷物をしっかり固定するようにしましょう。また、ダンボール箱にマジックなどで通し番号を3ヶ所以上書いておきましょう。

[4] パッキング・リスト（梱包明細書）の作成

パッキング・リストは引越業者から入手した用紙にカートン（内装梱包）別にそれぞれ日本語で品名、数量、保険金額を書いていきます。パッキング・リストとは別にノートを用意してダンボール箱の番号順に内容を記録しておくこと、現地に荷物が着いた時、中身のチェックがスムーズに実施できます。

6 海外での健康維持のための事前対策のポイント

海外引越し後は、食生活の違いやストレスなどにより病気に掛かりやすくなります。また、現地で流行している感染症が発病する可能性もあります。従って、予防接種や健康診断など引越し前に自分や家族の健康を守るための事前準備を十分にしておく必要があります。

【予防接種】

多くの国では入国に際し特定の病気に対する予防摂取を義務付けています。そのため事前に必要な予防接種の種類を確認し、家族全員で摂取を受けるようにしましょう。予防接種のなかには、数週間おきに何度も注射するものもありますので、それぞれの接種回数・間隔などを調べて、スケジュールを組んでおくといいでしょう。自分がどの予防接種を受けたかどうかを正確に把握するためには予防接種証明書が必要となります。予防接種証明書を保存していない場合には医師に相談しましょう。

さらに子どもを現地校や国際学校に入れようとする、予防接種証明書の提出を求められる場合があります。定型様式はないので、渡航前にかかりつけの医師に英語で書いてもらうよう依頼しましょう。英文健康診断書の予防接種欄をコピーして提出してもよいはずですが。

【健康診断】

渡航前には必ず健康診断を受けておくようにしましょう。国によっては健康診断書がビザ申請や子供の入学手続きに必要なこともあります。その場合、在日大使館（領事館）ごとに指定病院が決まっていることがあるので注意が必要です。

また、できれば主治医に英文での診断書作成を依頼し、アレルギーや既往症歴、家族の病歴（とくに遺伝性の病気）なども書いてもらえれば、赴任地でホームドクターなどへの説明がらくになります。治療中の病気についても、やはり主治医に英文で「病状経過診断書」（発症から出国直前までの病状経過、検査データ、治療法や投薬の記録など）を書いてもらい、携行するようにしましょう。

【常備薬】

常備薬はある程度持参しましょう。風邪薬や便秘薬、消毒薬や解熱剤など普段日本で使い慣れた薬があればいざという時安心できます。

【母子手帳】

子どもがいる場合には、胎児のときからの生育歴を記した母子手帳は必携書類です。とくに予防接種の記録、アレルギーや既往症歴（母親がメモしておく）は、赴任地で治療を受ける際に重要となります。ただし日本語で書かれた母子手帳をそのまま携行しても現地の医者は読むことができませんので、適切な診療を受けるためにはあらかじめ英文に翻訳したものを携行すると良いでしょう。

7 引越し荷物にかける保険についてのポイント

海外への引越しは荷物の移動時間が長い上に渡航先の引越事業者の手で乱暴に扱われる可能性があるため、特に大事なものについては万一の損傷や紛失に備えて保険をかけておきましょう。運送業者の多くは損害保険会社と契約を結んでいるため、詳しくは運送業者を通じて保険会社に相談したうえで保険申請書を作成しましょう。また、一定金額以上の荷物については荷造りの際にパッキング・リストに記入する必要があります。

【保険の適用範囲】

保険は、通常出発前に所定の荷物を運送業者に渡してから、到着後に指定した場所へ届けられるまでの間に万一損害が発生した場合に対し補償されることになっています。

ただし、保険で補償されない損害もありますので注意が必要です。一般的には貨紙幣・有価証券、生動物は保険の対象とはなりません。

8 車の処分についてのポイント

海外へ引越しをする場合、所有している車を渡航先へ持ち込む人もいますが、多くは業者や知人に売却しているようです。渡航先での車の必要性や値段、また現在所有している車に対する愛着を考慮して判断しましょう。

【車の売却】

車の売却には、知人への売却と自動車販売会社への売却がありますが、やり方もそれぞれ異なってきます。

友人や兄弟との間で車を引き取ってもらう場合には、話し合いがまとまれば業者を相手に慣れない交渉をする手間が省けます。旧所有者と新所有者がそれぞれ必要な書類を揃え、新所有者の管轄の陸運事務所で手続きをします。

旧所有者・・・譲渡証明書、印鑑証明、車検証、自賠責保険証、納税証明書、委任状、実印が必要です。

新所有者・・・印鑑証明、車庫証明、委任状、実印が必要です。自動車販売会社への車の売却については、ディーラーに引き取ってもらう方法と中古車販売店や買取り店に売却する方法があります。名義変更には十分に注意しましょう。できれば名義変更が終わったら通知してくれる業者を選びます。また、仮契約ということで査定時に簡単にサインをしてしまうと、後になってから契約解除を申し入れると法外な違約金を請求するような業者もあるので契約には十分注意をしましょう。

【海外への持ち込み】

自動車を外国に持ち込む場合については、発展途上国と先進国では事情が違います。途上国では、自動車の値段が高いこともあり移送費などの経費がかかっても日本から持ち込んだほうが安い場合があります。ただ、途上国によっては厳しい規制や高額な税金をかけているところもあるので事前に調べておきましょう。また、現地でエンジン・トラブルなどが起きた場合、途上国では部品が入手しにくいことも注意が必要です。

一方、先進諸国では日本車が珍しくないですし、部品なども容易に入手できます。持ち込みの際の面倒な手続きなどをいとわなければ、乗りなれた自分の車を持ち込んだほうが便利な場合があります。特にイギリスなどは車の輸入規制が厳しく、しかも値段が高いため多少、面倒でも日本から持ち込んだほうが安くつきます。どちらにしても、自動車専門の輸出入業者に相談したり、資料を取り寄せて検討したりするなどの対策が必要となります。

9 学校関連の手続きのポイント

家族で引っ越す場合には子供の教育のことも考えなければなりません。小学校、中学校、高等学校、大学と各教育課程において、子供にどのような教育を受けさせるかは子供の将来にも大きな影響を与えます。

【渡航先での学校選び】

子供の学校については、まず大きく現地校、日本人学校、国際学校の3つに分かれます。どのタイプの学校を選択するかは、家庭での教育方針や子供の性格、在学期間や学費などを考慮しつつ事前に情報収集して決めると良いでしょう。また、特に現地校や国際学校に通う子供は、帰国後日本の教育に適応するために別途通信教育や補習校の授業を受けているようです。

〔現地校〕

現地校については、渡航先の国の子供と机を並べて学ぶため、現地へ溶け込むことができますが、その分親子ともに多くの努力を要求されます。

〔日本人学校〕

日本人学校については、日本国内の学校と同じように学習することを前提に日本の教科書に沿って行われます。現地へ溶け込むことは難しいですが、子供への負担も軽くて済みます。

〔国際学校〕

国際学校については、多国籍の子供と一緒に学習するため国際感覚を身に付けることはできますが、その分学費も高く子供への負担も高くなります。

〔通信教育／補習校〕

代表的なものとしては海外子女教育振興財団の通信教育と補習校があります。詳しくは海外子女教育振興財団の提供しているホームページをご覧ください。

海外子女教育振興財団（外部サイト） <http://www.joes.or.jp/>

【日本の学校への退学届け】

まずは現在日本で通っている学校へ退学届を出し、在学証明書や成績証明書、教科用図書給与証明書を発行してもらう必要があります。

届出先・・・現在子供の通っている学校

届出人・・・保護者

必要書類・・・退学届（書式は自由。退学理由、渡航先、滞在予定期間、転入学校名を記入）
発行してもらうもの・・・在学証明書、成績証明書、教科用図書給与証

【渡航先の学校への入学届け】

渡航先の学校に転入する場合には、現地校／日本人学校／国際学校のいずれの学校においても以下のような手続きを行う必要があります。

届出先・・・転入先の学校

届出人・・・保護者

必要書類・・・在学証明書、成績証明書、国籍証明書（パスポート）、学校区に居住する旨を証明する書類、予防接種の証明書

【日本の教科書取得】

まずは現在日本で通っている学校へ退学届を出し、在学証明書や成績証明書、教科用図書給与証明書を発行してもらう必要があります。

届出先・・・現在子供の通っている学校

届出人・・・保護者

必要書類・・・退学届（書式は自由。退学理由、渡航先、滞在予定期間、転入学校名を記入）

10 生活関連の手続きのポイント

【電気・水道・ガスなどの手続き】

電気、水道、ガスといったライフラインについては、空き家のまま管理するにせよ、賃貸にするにせよ一度止めなければなりません。それぞれの事業者に連絡をして、引越し前に使用中止手続きを行う必要があります。

インターネットを使って、電気／水道／ガスの事業者に対して移転手続きを一括して実施することができるサイトがあるので、利用するととても便利です。

東京電力 引越れんらく帳（外部サイト） <http://www.hikkoshi-line.jp/>

引越しの 2～3 日前に、検針票や領収書に書いてある電気／水道／ガスの各支社または営業所に電話をし、移転の旨を連絡しましょう。移転の連絡をすると引越し当日にそれぞれ担当の人が来てメーターを確認し、料金の精算を行います。（ガスについては、メーターが室内にある場合は本人の立会いが必要となります）

【留守中に世話になる人の選定】

留守中に郵便の転送や買い物などを頼める人を選び、事前をお願いしておくといいいでしょう。一般的には身内の人に頼むのがいいと思います。また買い物を頻繁に頼む可能性があるのであれば事前に郵送用の宛名ラベルなど記入済みのものを渡しておきましょう。

【国際運転免許証】

国際運転免許証は日本の運転免許証を所有している人なら誰でも取得できます。有効期限が 1 年未満の人は期限前更新の手続きをした上で申し込むといいいでしょう。

届出先・・・住所地の都道府県公安委員会の運転免許試験場または指定警察署
必要書類・・・運転免許証、パスポート、写真（5cm×4cm）

11 役所関係の手続きのポイント

海外へ長く滞在する場合には、国外への転出手続きをしなければなりません。具体的には、国外転出届の提出、国民健康保険の手続き、国民年金の手続き、課税に関する手続きの4つがあります。それぞれ特殊な手続きが必要となりますので、二度手間にならないように正しく理解してから処理するとよいでしょう。

【国外転出届の提出】

海外へ1年以上滞在する場合には国外転出届を提出しなければなりません。また、印鑑登録をしている場合には、印鑑登録証を持参して登録抹消手続きを同時に実施すると良いでしょう。

届出人：本人または代理人

届出先：旧住所地の市区町村役所

必要なもの：印鑑、印鑑登録証、身分証明書（※身分証明書とは、免許証、パスポート、健康保険証など身分を保証するものを指します。）

届出期間：出国予定の2週間前～出国日

【国民健康保険の手続き】

海外への滞在期間が1年以上の場合には国民健康保険の資格を喪失することになり、保険の医療給付を受けることができなくなります。喪失手続きは、国外転出届を提出する際に処理してしまいましょう。

届出人：本人または代理人

届出先：旧住所地の市区町村役所

必要なもの：印鑑、国民健康保険被保険者証

届出期間：出国予定の2週間前～出国日

また、海外への滞在期間が1年未満の場合には国民健康保険の資格を喪失することなく、継続して保険料を支払うことになります。国民健康保険加入者は、海外滞在中に万一病気やけがなどにより医療機関で治療を受けた際にも、国内と同様に療養費が給付されます。

【国民年金の手続き】

日本国籍があれば、海外に滞在していても任意で国民年金に加入することができます。国民年金に加入したい場合には親族もしくは日本国民年金協会に手続きを依頼しなければなりません。

親族に依頼する場合には、親族に協力者となってもらい、海外居住者の加入手続きと保険料の納付を代行してもらうことになります。その際の窓口は海外居住者が最後に住所のあった市区町村役所となります。

また、日本国民年金協会に依頼する場合には、日本国民年金協会の所在地（千代田区）を海外居住者の仮の住所として、日本国民年金協会が加入手続きや保険料の納付を代行します。代行事務手数料などの費用は不要です。その際、まず所定の銀行に非居住者円普通預金口座（国内に住所がないため、非居住者用の口座になります）を開設しておき、転出後は日本国民年金協会が開設された口座から毎月 26 日に前月分の保険料を自動振替して、加入者名義で社会保険庁に代行納付します。

詳しくは社団法人日本国民年金協会のホームページをご覧ください。

社団法人日本国民年金協会（外部サイト） <http://www.nenkin.or.jp/>

【課税に関する手続き】

転出届を出すと、所得税は出発した時点から対象となりません。また、住民税についても翌年 6 月から対象となりません。ただし、家族が日本に残る場合には家族分について住民税を徴収される場合もあります。

また、日本国内に土地や家屋などの固定資産がある場合は、固定資産税などの支払い義務が生じてきます。納税の方法は、銀行の自動引き落としにするか、納税管理人に支払いを代行してもらうかのいずれかを選択することになります。詳細については税務相談室または税務署に相談すると良いでしょう。

12 留守宅の処置についてのポイント

海外へ家族全員で引っ越す場合には、日本の持ち家を空き家にするようになります。空き家のままにしておく痛みが早いため、留守宅専門の管理会社に管理を委託すると良いでしょう。また、長期にわたり空き家にしておく場合には、賃貸に出してしまったり売却してしまったりするのも賢いやり方かもしれません。

【賃貸に出す場合】

空き家を賃貸に出す場合にはリロケーションサービス会社へ委託すると便利です。賃貸借の斡旋においてリロケーションサービスを活用することには下記のようなメリットがあります。

- [1] 借主を法人に限定している（企業の社宅として使用）
- [2] 借主企業との紳士協定により、明け渡し時にトラブルが少ない
- [3] 庭の手入れ、家の補修・営繕など管理サービスも行っている
- [4] 借主の事情によって家賃の支払い遅延等があっても、家賃保証制度により決められた額をスムーズに受け取ることができる

また、リロケーションサービスを利用する費用としては下記を目安に考えておくと良いでしょう。

- ◆ 契約締結時に事務手数料として賃料の1ヶ月分
- ◆ 契約期間中の管理業務料として毎月賃料の8~10%
- ◆ 賃料改定時に賃料増加額の1ヶ月相当額

13 不用品処分のポイント

海外へ引越しするにあたり、不用品として処分するものが多く発生します。

処分の仕方としては、“周りの人に引き取ってもらう”、“売却する”、“ゴミとして捨てる”の3パターンがあります。

時間にゆとりのある人は、価値のありそうなものをインターネットオークションやリサイクルショップ、フリーマーケットで“売却する”ことで少しでもお金にするのが良いでしょう。また、お金にはなりません家電やバイクなどを無料で引き取ってくれる廃品回収業者もうまく利用しましょう。

【インターネットオークション】

日用品から車まであらゆるものが売買されており、昔の雑貨など「こんなものが？」と思うような意外なものが高く売れたりします。大手としては YAHOO!オークションや楽天オークションなどがあります。いずれも出品するためには会員登録が必要です。

【リサイクルショップ】

まだ使えそうなものはリサイクルショップで売るのが良いでしょう。リサイクルショップには買い取り型と委託型があり、委託型では店頭にて売れなかった場合再び引き取ることとなります。

本、CD、衣料品などは各々の専門リサイクルショップへ、その他家電やブランド品などは総合リサイクルショップで取り扱っています。

【フリーマーケット】

インターネットオークションやリサイクルショップでは売れそうもない低価格品を売りたい時はフリーマーケットを利用してみるのもよいですよ。フリーマーケットに出店する場合には、主催団体の許可が必要であるため、必ず事前に申し込むようにしましょう。大手の主催団体にはフリーマーケット協会や東京リサイクル運動市民の会などがあります。

【粗大ゴミ】

粗大ゴミとはスキー板や自転車といった一般に規格化されたゴミ容器に入らない大型のゴミのことを言います。粗大ゴミの回収は予約制ですので各自治体に問い合わせして申し込みを行いますが、月に数回決まった日にしか回収してくれませんので早めに申し込むようにしましょう。回収は有料であり、料金支払いの手続きについては各自治体により異なるため確認しておきましょう。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品については家電リサイクル法の対象に指定されているため、捨てる際に特別な処分方法が義務付けられています。買い替えが発生した場合には買い替える店で処分を依頼することもできますし、不要により処分する際には買った店に処分を依頼することができます。また、買った店が分からない場合には各自治体の窓口へ処分を依頼します。処分には、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。

現地での生活のポイント

1 現地での在留届提出のポイント

現地に到着した後にすぐ実施しなければならないのは在留届の提出です。法律により、外国に住所又は居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。在留届は、万一海外生活者が事故や災害に巻き込まれた場合の連絡先として活用される重要な書類ですので、住所が決まったら速やかに近くの在外公館へ提出しましょう。

届出人：本人

届出先：在外公館（インターネットでも提出できます。）

必要なもの：在留届（届出用紙は、日本国内の旅券窓口、また各在外公館にて入手できます。
さらに最近では外務省のホームページからダウンロードすることもできます）

届出期間：引越し後すぐ

詳しくは外務省のホームページをご覧ください。

外部省（外部サイト） <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>

2 現地での日本語教育のポイント

海外で生活する際には、子供の教育、特に日本語の教育については頭を悩ます人が多いようです。特に子供が現地校へ通っていると現地語の学習ばかり進み、どうしても母国語である日本語の学習が疎かになってしまいがちです。せめて家庭内ではできるだけ美しく豊かな日本語を使い、また良質の絵本やビデオなどを使って生活用語以外の言葉をたくさんインプットするよう心がけましょう。

また、日本語を補うために特別に勉強することも可能です。補習校や塾に通ったり、通信教育を受けることができます。

【補習授業校】

土曜日や平日の放課後を利用して日本国内の学校で学ぶ国語等を学習します。補習授業校の授業時間は週 4 時間程度に限られているため、家庭学習での反復や練習がどうしても必要となります。通信教育などを組み合わせていくと良いでしょう。

【学習塾】

学習塾は、レベルの高い日本語教育を行うための機関です。日本に帰国し受験しなければならない場合などに活用されます。日本にある学習塾と同様に入学願書の展示や入試問題分析などをリアルタイムで行うところもあるようです。教材も日本と全く同じで、月例テストも日本の塾生と同時に行うので、自分の実力や志望校の合否判定も確実なデータが得られるところもあるようです。

【通信教育】

通信教育は、それぞれの学力に合わせて無理せず日本語教育を補完することができます。大手予備校や塾などがサービスを展開しているので、調べてみると良いでしょう。

3 現地での在外選挙のポイント

海外在留の日本人には、日本での選挙に対する選挙権が与えられます。ただし、実際に海外で投票を行うためにはあらかじめ在外選挙人名簿へ登録することが必要です。登録の申請手続は在外公館（大使館・総領事館）で行うことができます。

なお、在外選挙の対象は当分の間は衆議院も参議院も比例代表選出議員選挙に限られていますので注意しましょう。

【在外選挙人名簿への登録資格】

満 20 歳以上の日本国民

居住地を管轄する在外公館の管轄区域内に引き続き 3 ヶ月以上居住している人

【在外選挙人名簿登録申請】

届出人：本人または登録申請者の同居家族等（在留届によって届出られている同居家族等）

届出先：居住地を管轄する在外公館

必要なもの：

[1] 本人による申請

申請書：申請書は在外公館にあります。なお、総務省のホームページでも入手可能です。

総務省（外部サイト） <http://www.soumu.go.jp/>

本人確認のための書類：原則として有効な旅券を提示します。ただし、滞在許可の更新のため旅券を居住国政府に預けている等の理由で旅券を所持していない場合は次の書類を提示して下さい。

a) 日本国の政府・地方公共団体又は居住国の政府・地方公共団体が発行した書類（顔写真付き）：運転免許証、外国人登録証、滞在許可証（グリーンカードを含む）等

b) 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書等）

[2] 同居家族等による申請の場合

申請書：申請書は在外公館にあります。なお、総務省のホームページでも入手可能です。

総務省（外部サイト） <http://www.soumu.go.jp/>

申出書：在外公館で配布。なお、申出書は同居家族等の方が登録申請者本人から委任を受けているかどうかを確認するもので、登録申請者本人の署名が必要です。この申出書及び在外選挙人名簿登録申請書は、あらかじめ在外公館からお取り寄せください。総務省のホームページでも入手可能です。

総務省（外部サイト） <http://www.soumu.go.jp/>

登録申請者本人の旅券：原則として有効な旅券を提示します。ただし、滞在許可の更新のため旅券を居住国政府に預けている等の理由で旅券を所持していない場合は次の書類を提示して下さい。

- a) 日本国の政府・地方公共団体又は居住国の政府・地方公共団体が発行した書類（顔写真付き）：運転免許証、外国人登録証、滞在許可証（グリーンカードを含む）等
- b) 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書等）
- c) 申請を行う同居家族等の旅券
- d) 申出書

【在外選挙人証の交付】

登録申請受付から在外選挙人証の交付までは概ね2ヶ月程度かかることが見込まれます。選挙の直前に申請をしても間に合いませんのでゆとりをもって申請して下さい。なお、在外選挙人証は大使館または総領事館の領事窓口で直接受け取れるほか、登録申請時に届出ることにより、郵送にて住所または緊急連絡先（在留届により届出いただいている緊急連絡先の場所）でも受領することが可能です。

【在外投票】

在外選挙には大きく分けて、在外公館での選挙、郵送選挙、帰国選挙の3種類があります。

[1] 在外公館での投票

在外公館投票及び郵便投票の地域指定がなくなり、選挙人の皆様が在外公館投票と郵便投票のいずれかを自ら選択して投票することができます。ただし、投票所を設置していない公館については、在外公館投票を行うことができませんので、事前にご確認ください。

- ・ **必要なもの**：在外選挙人証、有効な旅券
- ・ **届出期間**：選挙の公示日（衆議院議員総選挙は国内の投票日の12日前、参議院議員通常選挙は17日前）の翌日から各公館の投票締切日まで。

[2] 郵便投票

郵便にて投票する場合には、まず投票用紙を登録地の市区町村選挙管理委員会に請求します。その後、登録地の市区町村選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けます。そして投票用紙に記入して、登録地の市区町村選挙管理委員会に郵送します。

[3] 帰国投票

一時帰国等により、国内で投票される場合の投票手続きは、国内における一般の選挙人の方と同様、国内の投票方法を利用して投票することができます。

4 現地でのパソコン利用のポイント

インターネットやEメールが広く普及している現代においては、パソコンはもはや多くの人にとって生活に欠かせない存在になっています。海外へ引越した場合にも、現地でパソコンが使えると日本に残した家族や友人達とコミュニケーションしやすくとても便利です。現地でパソコン、特にインターネットを利用するためにはパソコン本体とモデムを用意し、現地の電話回線に接続しなければなりません。

【パソコン本体について】

パソコン本体は、できれば日本で使い慣れたものを使用したいものです。ただし日本からパソコンを持ち込む場合には、渡航先での輸入規制や関税、また電源や工業規格、モデムの認可などを加味する必要があります。逆に現地にてパソコンを購入する場合には、日本語OSをインストールしなければなりません、うまく作動しない場合があります。

【モデムについて】

モデムは、パソコンと現地の電話回線の2つと接続しなければなりません。日本でモデムを購入し持参する場合には、日本のパソコンとの相性は問題ない可能性が高いですが、現地の電話回線とうまく接続できない可能性があります。事前に電話回線への対応を確かめた上で購入すると良いでしょう。

また、現地でモデムを購入する場合には、電話回線との接続は大丈夫だと思いますが、今度は日本のパソコンとの相性が問題になります。購入する際にはパソコンへの対応を確かめた上で購入すると良いでしょう。

【プロバイダ契約】

プロバイダについては、出発前に日本のプロバイダと契約しておく方法と、到着後に現地のプロバイダと契約する方法の2種類が考えられる。

日本のプロバイダと契約する場合には、海外でのインターネット接続料や渡航先の地域でのサービスの有無を確かめてから契約しましょう。海外のプロバイダと契約する場合には、日本のプロバイダに比べて接続料が安くあがります。しかし地域によっては日本のプロバイダほどサービスが充実していないことがあります。

5

現地でのクレジットカード取得/利用のポイント

海外で生活する際にも、クレジットカードを持っているとなにかと便利です。クレジットカードは現地のカード会社と契約し所持する方法と、日本で発行したものを所持する方法とがあります。現地でのクレジットカード事情を調べたうえで、判断すると良いでしょう。

【現地のカード会社と契約する場合】

現地のカード会社と契約する場合には、まず現地の金融機関に口座を開設する必要があります。その後カード会社に対しカード作成の申請をすることになりますが、海外のカード会社では申請してからカードが届くまで時間がかかることが多いため注意しましょう。

【日本のカード会社と契約している場合】

出発前に日本のカード会社と契約している場合には、面倒な手間をかけることなく、現地でもカードを使用することができます。しかし以下のポイントには注意が必要です。

- ◆ 日本における口座残高の管理
- ◆ カード利用代金（請求）明細書の受け取り方法確認
- ◆ カード更新時（通常1～2年ごと）における新カードの受け取り方法確認

また、カード会社に対し海外でのサービス内容の確認をしておく良いでしょう。

6 現地での日本商品購入のポイント

いざ日本を離れると、後から「日本であの商品を買っておけば良かった」と思うことは必ずできます。また、ついつい日本のものが懐かしくなるものです。そんな時、海外にいながら日本の商品を購入する方法はいくつかあります。

【日本の百貨店を利用する】

現在、多くの日本の百貨店は海外の都市へ出店しています。このような店を利用すると食品や雑貨、書籍など様々な日本の商品を購入することができます。

ただし出店しているのはまだまだ世界の主要都市に限られており、また日本で購入するよりも高額です。

【日本から送ってもらう】

日本にいる家族や友人に頼んで必要なものを送ってもらうこともできます。大きくは航空便と船便に分かれますので、商品到着期日や予算を考慮し、うまく使い分けると良いでしょう。

航空便は早く届けることができますが、その分コストがかかります。船便は時間がかかりますが安く届けることができます。

【インターネットで購入する】

インターネットが普及してからは、海外にいても日本の商品情報が簡単に入手出来るようになりました。しかし、これらの商品情報の入手は日本語のインターネットが使用できるパソコンを持っていることが前提となります。またFAXなどで商品情報を送付してくれる通販業者もいます。

商品を注文する場合は「その商品が輸入禁制品に該当していないか」の確認が必要です。武器（刀剣類・飛び出しナイフを含む）、弾薬、銃器・火器・刀剣類、麻薬、危険な薬品、ポルノ、またワシントン条約規制の対象になるもの（象牙・珊瑚・べっ甲など、およびそれを使った製品）などは注文しないよう注意しましょう。

7 現地での日本のテレビ・ラジオ・新聞利用のポイント

現地で普通に生活していると、日本の情報はほとんど入ってきません。そのため日本の情報を得るためには、日本語のテレビやラジオを受信したり、または新聞を取ったりする必要があります。また、現在ではインターネットが普及しているため情報だけであればパソコンを通して容易に入力できるようになりました。それでもテレビや新聞はインターネットにはない魅力があり、生活の一部として定着しているため、利用してみると良いでしょう。

【テレビを見る】

海外の日本人を対象にした「NHK ワールド TV」（デジタル波）は、ほとんどの国で受信することができます。受信機器さえ設置すれば誰でも簡単に受信することができます。ニュースや情報番組を中心に、1日24時間、日本国内とほぼ同時に最新の情報を得ることができます。

詳細はNHKワールドのホームページをご覧ください。

NHK ワールド（外部リンク） <http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/>

また、北アメリカやヨーロッパのテレビ局が放送している「TV ジャパン」では、テレビ国際放送として北アメリカで約7時間、ヨーロッパで約7時間半、日本のニュースや情報番組をノンスクランブルで放送している。

詳細はTVジャパンのホームページをご覧ください。

TVジャパン（外部サイト） <http://www.tvjapan.net/>

【ラジオを聞く】

ラジオは、短波放送の「NHK ワールド・ラジオ日本」を聴くことができます。日本語の放送時間は毎日20時間であり、大きな事件・事故が発生した場合、日本語による情報をすぐに把握することができます。

詳細はNHKワールドのホームページをご覧ください。

NHK ワールド（外部リンク） <http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/>

【新聞を読む】

日本の主要な新聞各社は海外への発送サービスを行っているため、各社に直接問い合わせることで定期購読することができます。地域によってはサービスを受け付けてもらえない場合もあります。また、OCS（海外新聞普及）の提供している輸出購読サービスを活用すると、通常の新聞だけでなく業界紙や雑誌なども配送してくれます。

詳しくはOCSのホームページをご覧ください。

OCS（外部サイト） <http://www.ocs.co.jp/expsub/>

帰国時における手続きのポイント

1 役所関係の手続き

海外から日本に帰国した際には、まず住民登録をする必要があります。住民票は身元を証明するために様々な手続きで使用するため、早めに手続きを済ませることをおすすめします。

また、住民登録をすると同時に印鑑登録や国民年金のへ加入も済ませてしまうと良いでしょう。

手続きの内容については、国内で引越しをした際の内容と同じです。

なお詳細については、対象となる役所に連絡して確認すると良いでしょう。

【住民登録】

届出人：本人または世帯主

届出先：新住所地の市区町村役所

必要なもの：戸籍謄本・付票、印鑑、パスポート

届出期間：帰国後 14 日以内

【印鑑登録】

届出人：本人または代理人

届出先：新住所地の市区町村役所

必要なもの：登録対象の印鑑、身分証明書、委任状（代理人の場合）

届出期間：帰国後 14 日以内

【国民年金加入】

すでに赴任中加入我们している場合でもあらためて届出が必要です。（社）日本国民年金協会に依頼して手続を行っている場合には、帰国後協会にも連絡するようにしましょう。

2 学校関連の手続きのポイント

海外へ長期にわたり赴任したあとで日本に帰国する場合、帰国後の子供の学校をどうするかは気になることの1つです。海外での学校生活に慣れた子供が日本の学校にうまく適応することができるのか、また授業での日本語には付いていけるのか。また受験の時期と重なった場合にはどうするのか。そしてせっかく海外で身に付けつつある語学力を忘れさせないためにはどうしたらいいか。様々なことを考えながら学校を選択することになりますが、学校は大きく4つのパターンに分かれます。教育プランや子供の性格、能力などをきちんと意識したうえで決めましょう。最近では帰国子女に対する日本の学校側の受入体制がだいぶ整ってきていますが、学校により温度差があります。個々の学校についても調べてみると良いでしょう。

- ✦ 公立の学校に編入する
- ✦ 私立の学校に編入する
- ✦ インターナショナルスクールに編入する
- ✦ 現地の学校にそのまま通わせる。(別居)

【編入に必要なもの】

学校を選択し、日本の学校に編入することになると、主に以下のような書類の提出が必要になります。編入先の学校によって異なるため事前に確認しておく良いでしょう。

- ✦ 成績証明書・在学証明書、卒業証明書など
 - ✦ 健康診断書
 - ✦ 推薦状 など
-

3 引越し荷物選別のポイント

海外から帰国する際には、それまで生活のなかで使っていたすべてのものを日本に持って帰るわけにはいきません。そのため、“日本に持って帰るもの”と“処分するもの”に区別する必要があります。

現在使用している衣類などの日用品はほとんどそのまま送り、それ以外の荷物については必要度合いに応じて優先順位を付けて決めていきます。優先順位の低いものについては、日本の狭い家には入りきらないことを想定し処分してしまうと良いでしょう。

また、日本へ持ち帰る際に、引越し荷物に入れられないもの、制限があるものなど法律上さまざまな制限や禁止条項があるので注意しなければなりません。

【引越し荷物に入れられないもの】

貴重品類、危険物、動物、畜産物、輸入禁止物など

【引越し荷物に入れられないもの】

絶滅の恐れのある野生動物、鉄砲・刀剣類、動物・植物製品の特別規制など

詳しくは、税関のホームページをご覧ください。

税関（外部サイト） <http://www.customs.go.jp/>

4

貨物便で送る荷物の荷造りのポイント

船便や航空便といった貨物便で荷物を送る際に、荷物の破損などのトラブルを防ぎかつできるだけコンパクトに引越すするためには、しっかりと荷造りしておくことが重要です。

特に海外から引越しの場合、荷物は必ず税関を通るため梱包する箱単位にてパッキング・リスト（梱包明細書）を作成しておく必要があります。

【荷造りの手順】

[1] 梱包資材の入手

梱包資材は引越事業者に頼むのが便利です。船便の場合にはダンボール箱をまとめて木枠を組み梱包するため、同じサイズのダンボール箱を揃えると良いでしょう。

[2] 荷物の仕分け

荷物を梱包しやすいように、食器類や衣類というように同じ酒類に仕分けておきます。

[3] ダンボールに詰める

用意したダンボールに荷物を詰めていきます。新聞紙やタオルなどを使い、荷物をしっかり固定するようにしましょう。また、ダンボール箱にマジックなどで通し番号を3ヶ所以上書いておきましょう。

[4] パッキング・リスト（梱包明細書）の作成

パッキング・リストは引越事業者から入手した用紙にカートン（内装梱包）別にそれぞれ日本語（と現地語）で品名、数量、保険金額を書いていきます。

パッキング・リストとは別にノートを用意してダンボール箱の番号順に内容を記録しておく、日本に荷物が着いた時、中身のチェックがスムーズに実施できます。

5 ペットを一緒に連れて帰る際のポイント

帰国時には、現地で可愛がっていたペットも一緒に日本へ連れて帰りたいものです。連れて帰る方法としては、“手荷物として預ける”、“機内に持ち込む”、“別送品または貨物として輸送する”の大きく3通りがあります。

どの場合においても、出発地と日本の2ヶ所で検疫・通関などの検査を受けなければなりません。さらに、“別送品または貨物として輸送する”場合には、乗り継ぎにて中継国の入出国があればその国の検疫も通る必要があります。

なお、“機内に持ち込む”場合には事前に航空会社へ問い合わせを行う必要があります。

日本での検疫については、犬、猫など種類により内容が異なります。

詳しくは農林水産省動物検疫所のホームページをご覧ください。

農林水産省 動物検疫所（外部サイト） <http://www.maff.go.jp/aqs/animal/>

6 引越事業者選びのポイント

帰国する際には、引越はトラブルを避けてスムーズに行いたいものです。そのためには引越事業者選びが大きなポイントになります。

事業者については、現地の引越事業者に依頼する方法と、日本の引越事業者に依頼する方法の2つがあります。

現地の引越事業者に依頼した場合には、現地での輸送方法などを熟知しているため、手早く処理してもらえるとという利点があります。また、日本の事業者に比べ安い価格にて引越しができるかもしれません。

一方、現地に代理店のある日本の引越事業者に依頼すると、日本語で会話することにより事務手続きがスムーズであり、また引越全般に対して安心できるという利点があります。

総合的には、日本の事業者に依頼するほうが無難と言えますが、予算や日程を考慮して判断しましょう。

また、いずれにせよ事業者は次のようなポイントを押さえて選びましょう。

【引越料金】

海外引越は、当然のことながら国内引越しに比べて輸送料金が高くなります。そのため、料金については複数の事業者から見積を提示してもらおうと良いでしょう。

【輸出入通関手続きサービス】

海外へ荷物を運ぶ際には必ず税関での手続きが必要となりますが、書類の準備など煩雑な作業が要求されます。引越事業者によっては輸出入通関手続きについてすべての面倒な作業を引き受けてくれます。

【サポート体制】

海外引越しでは、荷物が届かないなど思わぬトラブルに巻き込まれる場合があります。そんな時のために十分なサポート体制が完備されている事業者を選択すると良いでしょう。

7 自動車を持ち帰る際のポイント

帰国する際には、自動車の処理も検討しなければなりません。日本に持って帰る手間や費用を考慮して捨てるのも良いですが、まだ新しい車だったりお気に入りの車だったりする場合には、お金を掛けてでも日本へ持って帰りたいものです。

自動車を日本へ持って帰る方法には、“通常の商業貨物と同様の輸送”と“免税扱いの輸送”の2通りがあります。いずれの場合においても税関にて通関手続きをする必要がありますが、事業者任せになってしまうのが良いでしょう。

【通常の商業貨物と同様の輸送】

事業者へ依頼すれば、自動車を通常の商業貨物と同じように送ってもらうことができます。ただし、その場合には日本へ到着した際に5%の消費税が課税の対象となります。

【免税扱いの輸送】

通関手続きにて自動車を免税にする場合には、特別な書類を用意する必要がありますが、基本的に消費税5%は免除されます。ただし、免税扱いの処理を行った場合には、その後2年間は車の転売が禁止されてしまいます。転売した場合には消費税5%を別途支払うこととなります。さらに排ガステストを受けることになり、その場合別途費用が発生してしまいます。

詳しくは、税関のホームページ「自動車の輸入通関手続き」をご覧ください。

税関（外部サイト） http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1109_jr.htm

持ち帰った自動車を日本で運転するためには、車のナンバー登録を行い、また運転免許を取得しなければなりません。

【自動車のナンバー登録】

詳しくは国土交通省の提供しているサイト「自動車検査・登録ガイド」をご覧ください。

国土交通省（外部サイト） <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm>

【運転免許の取得】

海外で取得した免許を日本の免許に切り替えたい場合には、免許を取得した国に3ヶ月以上滞在していれば適正試験に合格するだけで切り替えることができます。

また、日本にて取得した免許証の有効期限が切れていた場合、失効から3年以内であれば適正試験に合格するだけで免許を取得することができます。ただし、帰国して1カ月以内には必要書類を持って免許試験場へ行く必要があります。
